

## 西脇市「幼保一元化」基本方針について

西脇市教育委員会

## 1 制定年度 平成22年度末

## ◆基本方針制定後の国等の動き

子ども・子育て関連3法の成立（H24.8）

子ども・子育て支援法
認定こども園法の一部改正法
関係法律の整備等に関する法律

## 2 基本方針【6原則】

本市における幼保一元化については、以下の6原則を堅持し推進する。

- (1) 法人・民営化による一元化施設とする。
  - ・市内幼稚園の状況：公立幼稚園…8園（併設園5園）
  - ・市内保育所の状況：法人…8園
- (2) 各地区既存施設の建替時期に導入する。（対象地区の合意形成を図る）
- (3) 施設建設に伴う補助金制度を設定する。
  - ・補助金制度：保育所緊急整備事業（修理等）  
認定子ども園整備事業
- (4) 幼稚園機能を堅持する。
- (5) 幼稚園部の年齢幅は、原則として5歳児とする。
  - ・近隣市町の幼稚園の状況
- (6) 保育・教育職員の指導力の充実を図るための研修を保障する。
  - ・就学前教育に係る取組  
就学前教育部会（教育委員会）における合同研修  
【内容】…幼稚園・保育所相互の実践紹介等  
カリキュラム案の検討

市町名	西脇市	三木市	小野市	加西市	加東市	多可町
対象園児	5歳児	4・5歳児	4・5歳児	4・5歳児	4・5歳児	3・4・5歳児

西脇市幼保一元化検討委員会における報告により、基本的には次のように推進する。

- (1) 期間 概ね10年間（平成24年～33年）で全市に拡大推進
  - ・平成26年度中にニーズ調査等をふまえ、「子ども・子育て支援計画」の策定
- (2) 規模 地域の実態を考慮しつつ、概ね100人～200人規模の幼保一元化施設に集約
- (3) 補助金 補助要綱を定め、運営費、施設整備費を市が支援
- (4) 民営化 法人・民営化による幼保一元化施設運用のガイドラインを作成し円滑に移行